

執行抗告状

抗告の趣旨

原決定を取消し、原申立を認容する旨の裁判を求める

抗告の理由

原決定は本件債務名義として添付した静岡地方法務局所属公証人 [redacted] 作成昭和六〇年第二七号金員貸借契約公正証書及び同人作成昭和六〇年第二八号金員貸借契約公正証書には金銭の一定額の支払いを目的とする請求が記載されていないというが本件債務名義には第一条に金五〇万円の借用のことが記載され第二条にはその弁済日が記載されている。弁済日に元金を支払うべきことは理の当然であつて給付条項と解釈すべきであ

り、公証人もこの意味において執行文を付するものやある。原決定は法律の解釈適用を誤つておるので取消せらるべきである。